

平成19年9月20日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

社団法人 信託協会

**証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う
関係ガイドライン(案)に関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について【要望・確認】

- (1) 信託の受益権についても、一部の類型については特定有価証券(その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報)がその発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に関する情報である有価証券)として金融商品取引法第二章(企業内容等の開示)が適用されることとなったが、特定信託財産(財務諸表等規則第二条の二)としての手当てがなされていない。

しかし、信託の受益権も投資信託や特定目的信託と同様に財務諸表等規則を適用することは適当ではなく、特定信託財産としての手当てを要望する。

仮に、特定信託財産としての手当てがなされない場合には、様式第二号【貸借対照表】、様式第三号【損益計算書】の「(記載上の注意)別記事業を営んでいる場合、その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること」を踏まえ、信託の受益権の実態を適切に踏まえた財務書類の作成が認められると理解してよいか。

その場合には、投資信託財産の計算に関する規則や投資信託に関する会計規則(投資信託協会)等に準じて、従来より用いてきた会計処理に基づき財務書類が作成されることも認められると理解してよいか。

- (2) 金融商品取引法の施行に伴い同法第二章(企業内容等の開示)の規定が新たに適用されることとなる既存の有価証券(商品)については、従来より用いてきた会計処理に基づき財務書類を作成することを認めていただきたい。商品性を考慮せず一律に会計基準を変更することは、顧客の混乱を招くことが懸念される。

金商法第二章(企業内容等の開示)等に基づき作成する財務書類においては、直近二期分の開示が必要とされているが、整備政令附則第11条が適用される信託の受益権に関する財務書類についてその初回作成成分についてはこれを免除していただきたい。免除されなければ、実質的には金商法施行日から即財務書類の作成に向けた対応が必要となるが、財務書類の作成基準が不明確な現状において対応は不可能であり

(監査法人からも監査は困難といわれている) 免除が認められない場合には、経過措置期間の延長を要望する。

また、整備政令附則第 11 条の経過措置の適用がない信託の受益権についても、既に終了し又は開始されている計算期間における開示に必要なデータを遡及して収集することは不可能であることから、施行日以後に計算期間が開始される期から開示を行う取扱いとしていただきたい。

2 . 企業内容等の開示に関する留意事項について【確認】

2 - 5 (適格機関投資家に該当しない場合) において、適格機関投資家に該当しない場合の例示として「信託に係る適格機関投資家以外の者との契約等、一般投資家に有価証券が交付されるおそれのある信託の契約に基づいて、有価証券を取得し、又は買い付けようとする信託銀行」が挙げられているが、反対に、投資運用業を行う金融商品取引業者が運用を行っているか否かにかかわらず、信託契約において信託財産たる有価証券を金銭に換価する等、有価証券そのものは受益者に交付することない旨定められている、または 受益者を同じくする信託契約間で信託財産の授受があるとしても当該信託財産は受益者に交付しないことが信託契約の内容から当然に認められる場合については適格機関投資家に該当するとの理解で差し支えないか。

以 上